

かわさきSDGs大賞実施要領

〔 令和4年8月1日決裁
4川総企第301号 〕

1 目的

川崎市SDGsプラットフォームに参加する「かわさきSDGsパートナー」及び「かわさきSDGsゴールドパートナー」のSDGsのゴール達成に資する優れた取組を表彰することにより、市内におけるSDGs推進に向けた機運を高め、具体的な取組の普及及び推進を図ることを目的に実施する。

2 表彰者

(1) 経営部門 最優秀賞

川崎市SDGsプラットフォーム事務局（川崎市又は川崎信用金庫）

(2) 経営部門 優秀賞

川崎市SDGsプラットフォームコアメンバー

(3) 地域・社会部門 最優秀賞

川崎市SDGsプラットフォーム事務局（川崎市又は川崎信用金庫）

(4) 地域・社会部門 優秀賞

川崎市SDGsプラットフォームコアメンバー

3 表彰時期

表彰は、年1回を基準として行う。

4 選考委員

選考委員は、次のとおり、川崎市SDGsプラットフォーム事務局、コアメ

ンバー及び学識経験者とする。なお、代理の出席は可能とする。

事務局	川崎市	総務企画局共創推進室長
	川崎信用金庫	総合企画部長
コアメンバー	川崎商工会議所	産業振興部長
	川崎市産業振興財団	中小企業サポートセンター 所長
	川崎青年会議所	理事長
	かわさき市民活動センター	理事長
	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	センター長
学識経験者	川崎市SDGs推進アドバイザー	高木超北九州市立大学 法学部政策科学科准教授

5 募集方法

具体的な募集方法等については、その都度、募集要領に定める。

6 選考方法

具体的な選考方法等については、その都度、募集要領に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。